

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第49回）

日時：令和3（2021）年8月12日（木）

8：30～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第49回）出席者

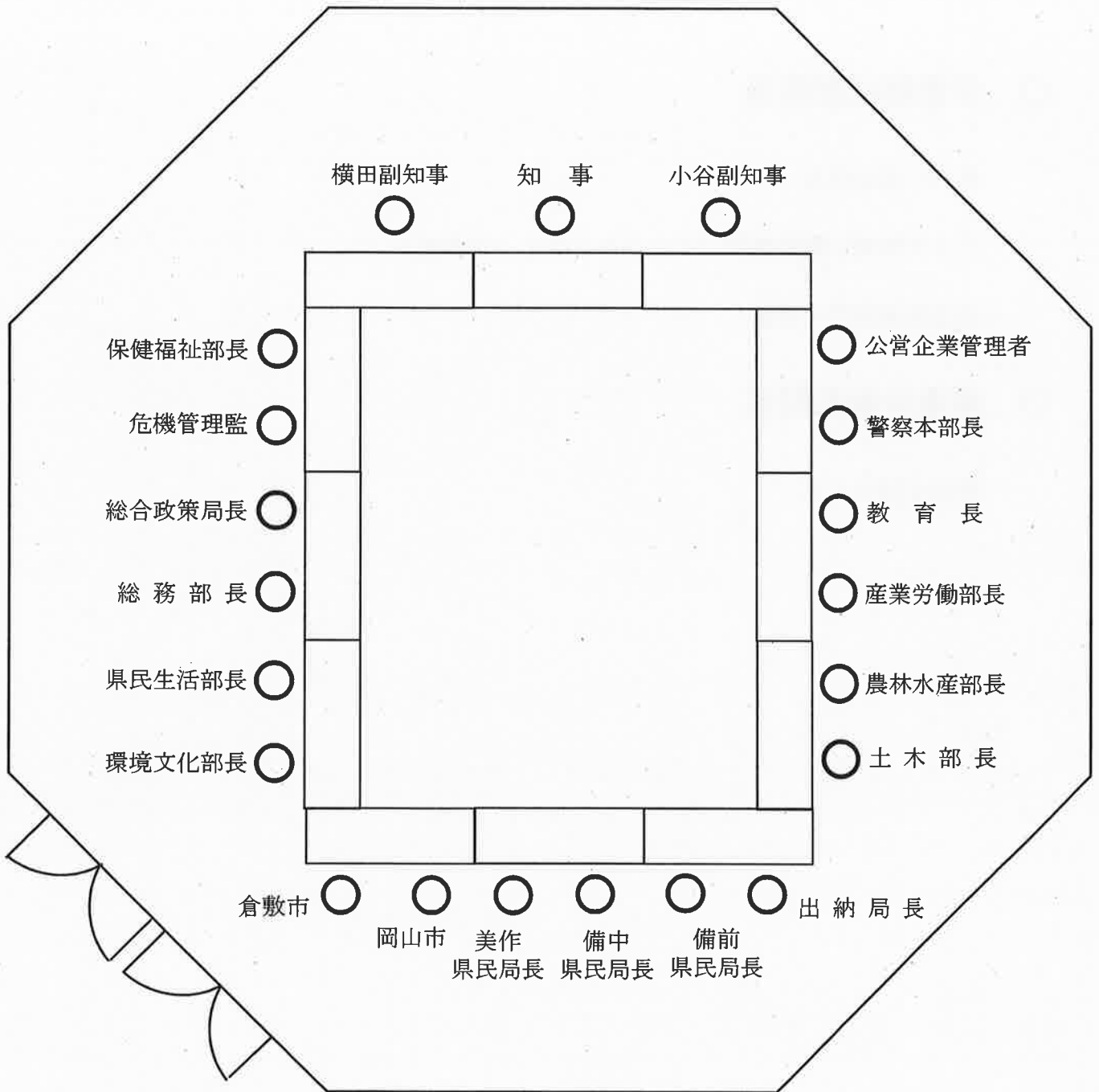
日時：令和3（2021）年8月12日（木）

8：30～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局 感染症対策担当局長 宮地 千登世	本部員以外
倉敷市総務局防災危機管理室 参事 大本 進	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 県内の感染状況
- ・ デルタ株特別警戒期間（2021. 8. 12改定）
- ・ 宿泊療養施設の整備

○ 産業労働部関係

- ・ 時短要請協力金

県内の直近1週間の感染状況

国のステージ判断の指標：8/5～8/11 速報値

ステージⅢ

入院医療病床 使用率	重症者用病床 使用率	療養者数 (10万人当たり)	PCR 陽性率	新規陽性者数 (10万人当たり)	感染経路 不明割合
33.0% <21.0%>	10.3% <4.4%>	43.44人 <31.69人>	10.7% <8.5%>	36.24人 <29.31人>	47.7% <47.8%>
184床/557床 <117床/557床>	7床/68床 <3床/68床>	821人 <599人>	679件/6,365件 <554件/6,549件>	685人 <554人>	327人/685人 <265人/554人>
ステージⅢ 20%以上	〔ステージⅢ〕 20%以上	ステージⅣ 30人以上	ステージⅣ 10%以上	ステージⅣ 25人以上	〔ステージⅢ〕 50%以上

※<>内は7/29～8/4の数値

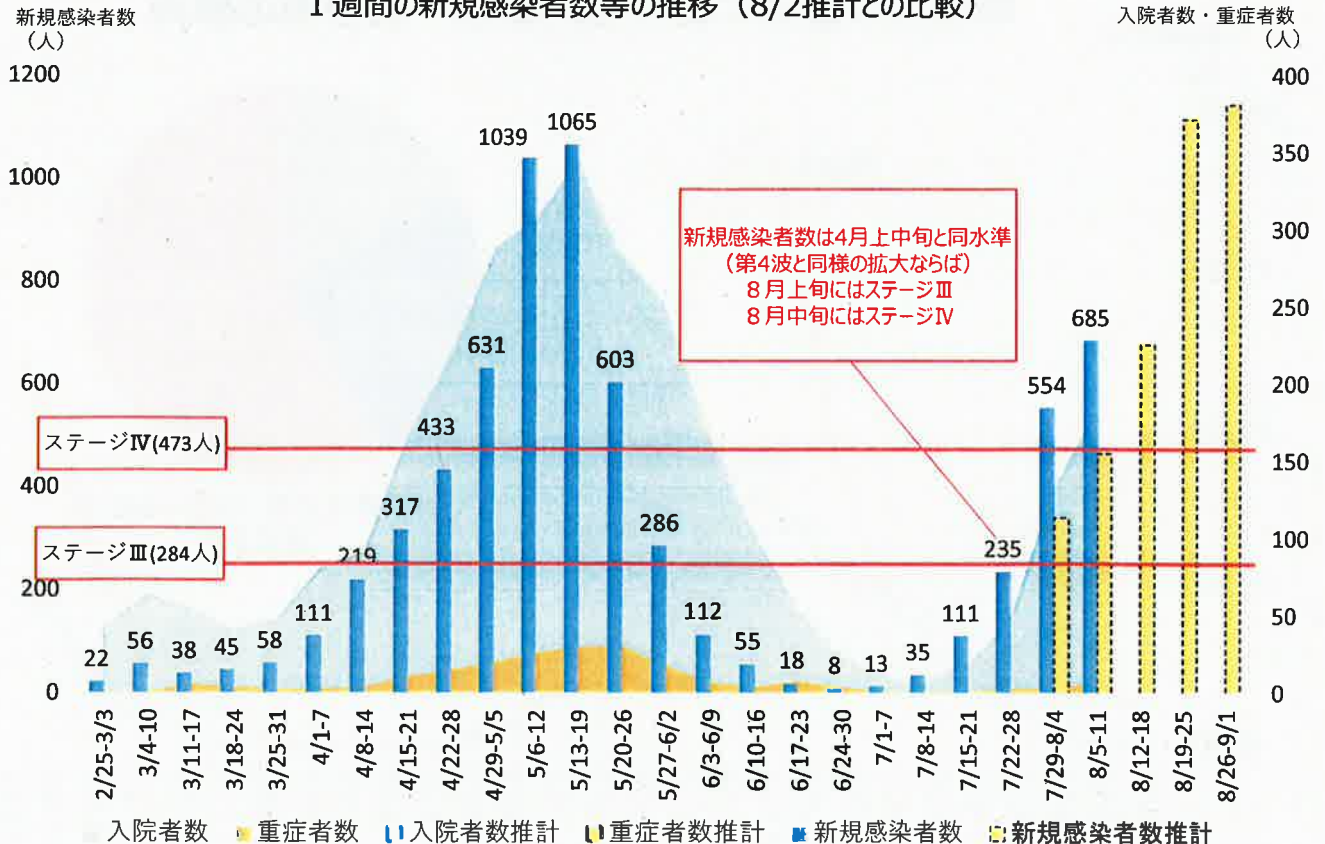
(岡山市・倉敷市の新規陽性者数の状況)

※県の試算による

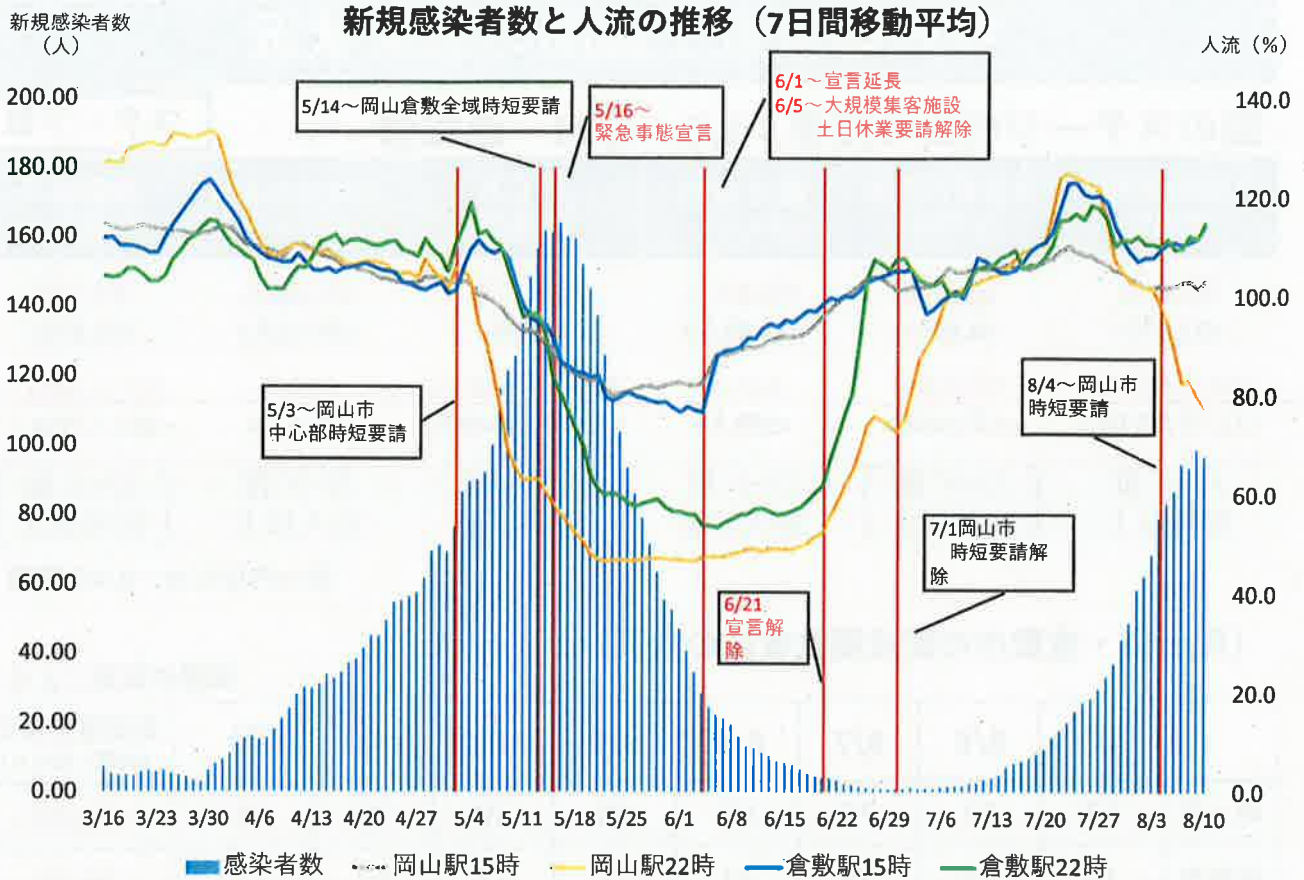
	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	計	新規陽性者数 (10万人当たり)
岡山市	57	57	76	55	45	39	78	407	56.46
倉敷市	19	27	25	21	27	12	42	173	36.36

(参考) 沖縄県：247.83 東京都：200.06 大阪府：86.25 兵庫県：51.37 広島県：23.61 (8/4～8/10) 1

1週間の新規感染者数等の推移 (8/2推計との比較)

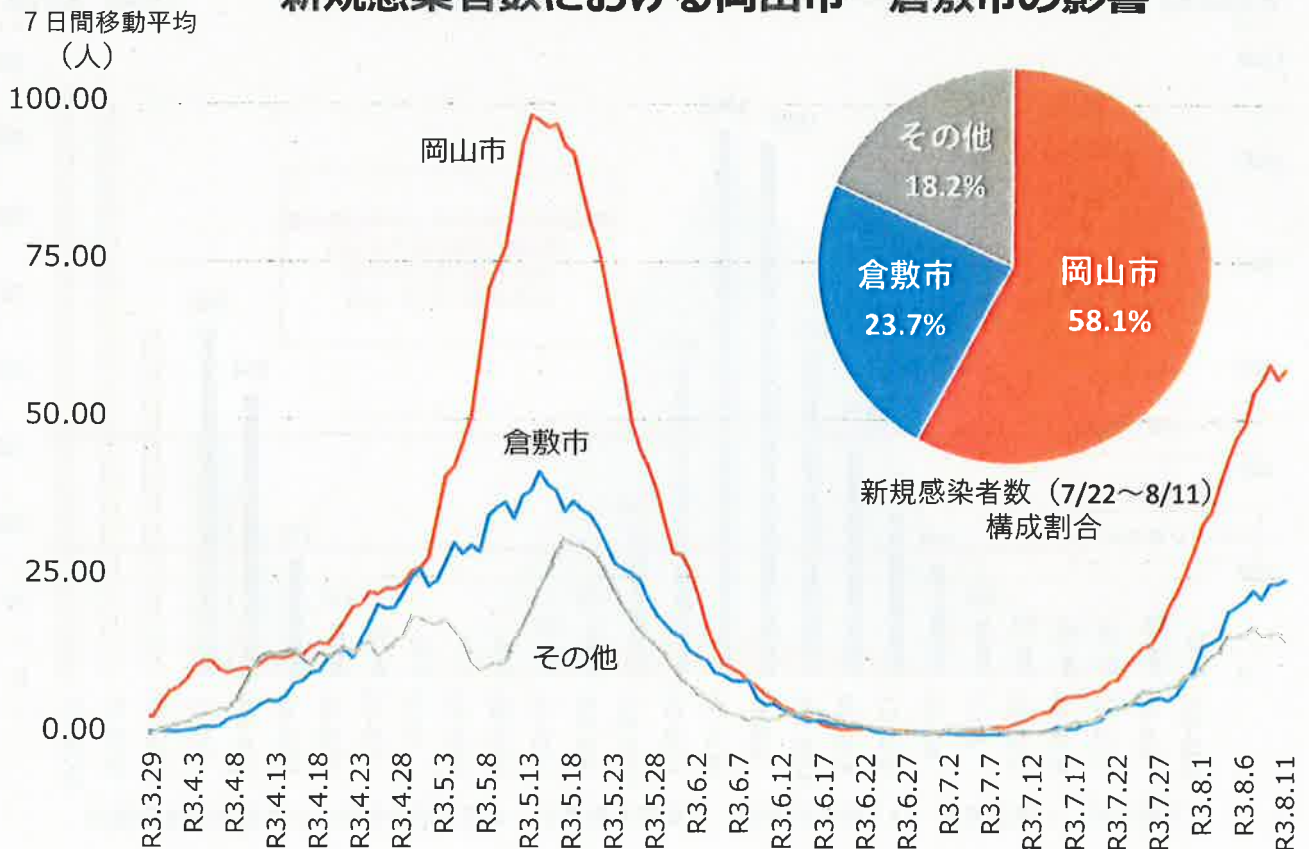


※入院者数と重症者数は各週水曜日時点の状況

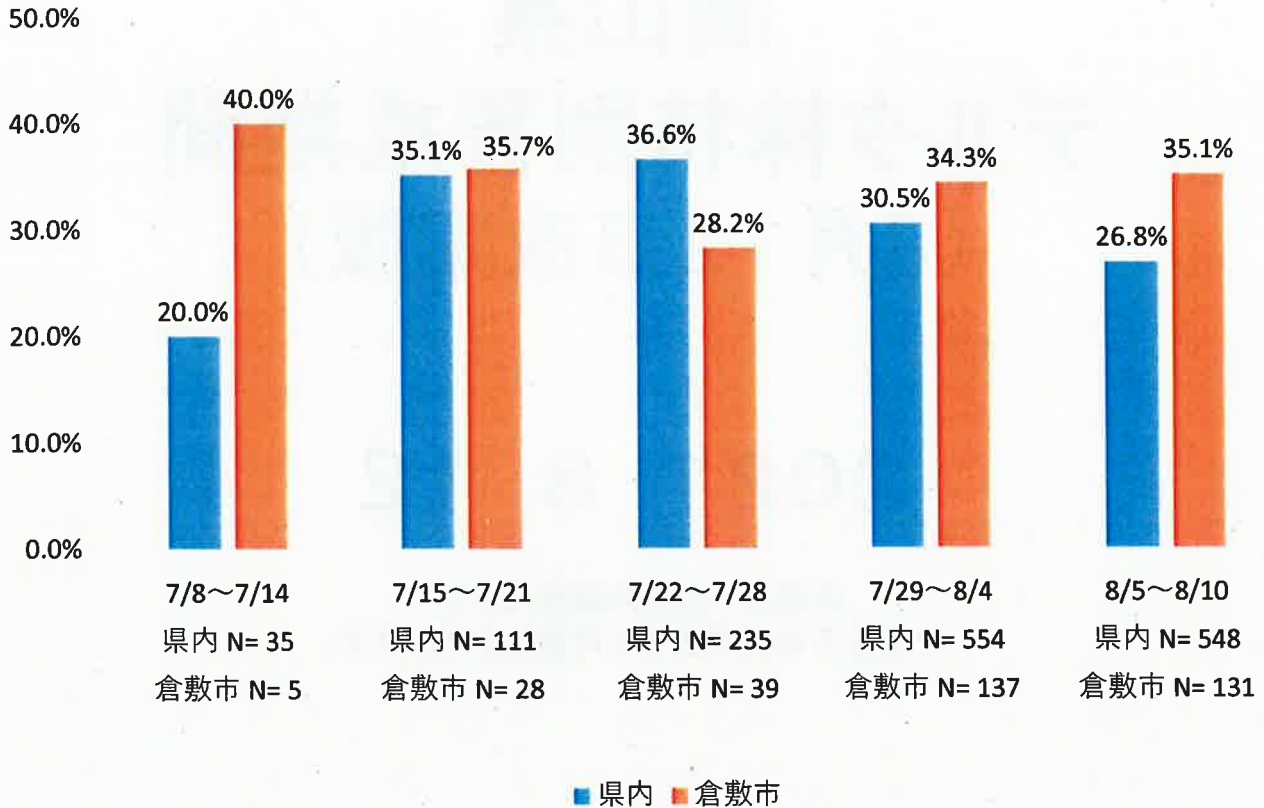


※7日間の移動平均 (5月31日の数値は5月25日～31日の7日間の平均) ※人流データは2020年3月31日～4月6日の7日間の移動平均を100としている。
 ※人流データ出典元: モバイル空間/ドコモ・インサイトマーケティング

新規感染者数における岡山市・倉敷市の影響



行動履歴に「飲食店等での飲食」がある感染者の割合



5

7月以降のクラスターの発生状況

(8月11日現在)

県内	発表日	市町村	発生場所	感染者数
114例目	7月14日	岡山市	学校	34人
115例目	7月18日	倉敷市	事業所	18人
116例目	7月20日	浅口市	学校	12人
117例目	7月21日	岡山市	接待を伴う飲食店	29人
118例目	7月22日	高梁市	飲食店	8人
119例目	7月26日	倉敷市	知人間の会食	5人
120例目	7月29日	倉敷市	接待を伴う飲食店	7人
121例目	7月29日	岡山市	学校	7人
122例目	7月31日	岡山市	会社	11人
123例目	8月1日	倉敷市	会社	15人
124例目	8月1日	岡山市	学校	23人
125例目	8月5日	倉敷市	接待を伴う飲食店	10人
126例目	8月5日	岡山市	趣味の会	6人
127例目	8月7日	倉敷市	会社	9人
128例目	8月7日	岡山市	会社	8人
129例目	8月8日	岡山市	大学の部活	5人
130例目	8月8日	岡山市	接待を伴う飲食店	5人
131例目	8月9日	倉敷市	船舶	8人
132例目	8月10日	岡山市	会社	6人
			計	226人

6

岡山県

デルタ株特別警戒期間 (8月12日改定版)

2021. 8. 12

内容は、国との調整により、
今後若干の変更となる可能性があります。

主な変更点

■重点強化区域（倉敷市）の飲食店等への要請【新規】

デルタ株特別警戒期間（8月5日改定版）	→	デルタ株特別警戒期間（8月12日改定版）
-		<ul style="list-style-type: none"> ○期間：8月14日（土）から8月31日（火）まで ○5時から20時までの営業時間短縮の要請 ○酒類提供は11時から19時までの要請 ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 <p style="text-align: right;">（法第24条第9項）</p>

■重点強化区域（岡山市）の飲食店等への要請

デルタ株特別警戒期間	→	デルタ株特別警戒期間（8月12日改定版）
<ul style="list-style-type: none"> ○期間：8月4日(水)から8月31日(火)まで ○5時から21時までの営業時間短縮の要請 ○酒類提供は11時から20時までの要請 <p style="text-align: center;">（法第24条第9項）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○期間：8月4日(水)から8月13日(金)まで ○5時から21時までの営業時間短縮の要請 ○酒類提供は11時から20時までの要請 <p style="text-align: center;">（法第24条第9項）</p>
-		<ul style="list-style-type: none"> ○期間：8月14日(土)から8月31日(火)まで ○5時から20時までの営業時間短縮の要請 ○酒類提供は11時から19時までの要請 <p style="text-align: center;">（法第24条第9項）</p>

岡山県デルタ株特別警戒期間 (8月12日改定版)

① 期 間 8月4日(水)～8月31日(火)

② 区 域 岡山県全域
うち重点強化区域 岡山市、倉敷市

1

●県民の皆様へ

- 夏を乗り切る！5つの「岡山ルール」及び「夏のマスクコード」を遵守すること
- 外出する必要がある場合には、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 夜間の不要不急の外出は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 熱中症に注意しながら、エアコン使用中もこまめに換気をする
- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ぜひワクチンの接種を受けてください

2

●事業者の皆様へ

- 発熱や風邪症状などの症状がみられる従業員の出勤を停止すること
- 業種別ガイドラインの遵守
- 夏を乗り切る！5つの「岡山ルール」及び「夏のマスクコード」の遵守と周知
- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業[※]の認証取得に努めること

※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。
令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。

3

●重点強化区域（岡山市）の飲食店等の皆様へ

＜時短要請協力金（第5期）対象＞

期間	令和3年8月4日（水）から8月13日（金）まで
対象施設	<p>【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）</p> <p>【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】 結婚式場</p>
実施内容	<p>【特措法第24条第9項に基づくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間の短縮（通常21時を超え営業している店舗は営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は11時から20時まで） ○ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ 「もしサポ岡山」の活用

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類の提供時間短縮及びカラオケ設備の利用自粛を働きかけ

4

●重点強化区域（岡山市、倉敷市）の飲食店等の皆様へ

＜時短要請協力金（第6期）対象＞

期間	令和3年8月14日（土）から8月31日（火）まで
対象施設	<p>【飲食店等】飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）</p> <p>【遊興施設】接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】結婚式場</p>
実施内容 要請内容	<p>【特措法第24条第9項に基づくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時から20時までに短縮、酒類の提供は11時から19時まで） ○ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ 「もしサポ岡山」の活用

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類の提供時間短縮及びカラオケ設備の利用自粛を働きかけ

5



© 岡山県「ももっち」

夏を乗り切る！ 5つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★外出は生活必需品の買い物も含めて感染拡大前から **5** 割削減を

★屋外でのバーベキューなどを含め、会食は **4** 人以下2時間以内で、
家族や毎日顔を合わせている人たちと

★引き続き **3** 密回避を

★お盆や長期休暇の帰省、旅行など、感染拡大地域との往来は避け、
移動前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

★ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを**0**に近づけよう！

※ 1 感染拡大前：コロナ禍前（2020年1月以前）

※ 2 感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

6

思いやりのルール「夏のマスクコード」
 -スマートなON・OFFで感染&熱中症予防-



～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
 医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

○**話すときは「マスク会話」**

休憩時間などは、ついでが緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○**食事の際は「マスク会食」**

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

ケース② 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

○**おうちでマスク**

県外と往来した家族がいる場合、2週間はマスクを

ケース③ 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

屋外で人と2m以上離れているときはマスクを外して熱中症予防を!

7

●**県内でのイベントの開催について**

- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、会場での飲食制限を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ (COCOA)」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上又は全国的な移動を伴うイベントは、県へ事前相談すること
- 次の収容率、人数上限を満たし、かついずれか小さい方を限度とすること

人数上限	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
収容率	大声なし 100%以内 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会等
	大声あり 50%以内 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブにおけるイベント等

- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、十分な人との距離 (1m) を設け、間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に検討すること

8

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設の整備について

新型コロナウイルス感染者のさらなる増加に備え、新たな宿泊療養施設として、ベッセルホテル倉敷を整備する。

なお、現在開設中のアパホテル岡山駅前及び東横INN岡山駅西口右の運用も継続する。

1 宿泊療養施設

ベッセルホテル倉敷（倉敷市松島 1177-7）

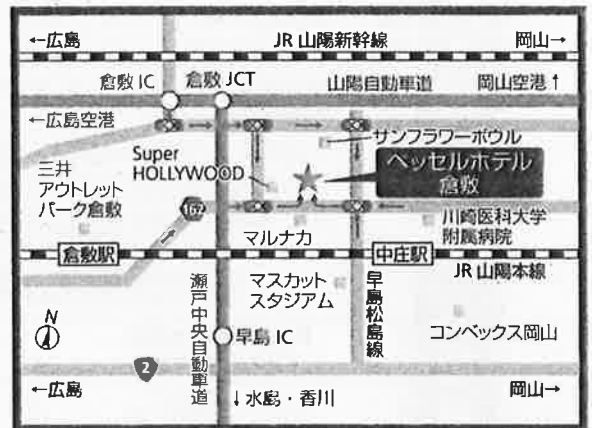
地上3階 [確保室数] 103室

2 運用開始日

令和3年8月18日（水）

3 対象者

新型コロナウイルス感染症の軽症者又は
無症状病原保有者



ベッセルホテル倉敷パンフレットから転載

4 当初の運用体制（予定）

スタッフ（日中6名、夜間3名）

医師（オンコール）

看護師（日中3名、夜間2名）

（参考）

アパホテル岡山駅前（岡山市北区下石井 1-3-12）

- ・地上7階 [確保室数] 256室
- ・令和2年7月26日（日）運用開始
- ・令和3年8月10日（火）現在入所者数115名（累計2349名）
- ・運用体制

スタッフ（日中6名、夜間3名）

医師（オンコール）、看護師（日中5名、夜間4名）

東横INN岡山駅西口右（岡山市北区奉還町 1-12-42）

- ・地上14階 [確保室数] 148室
- ・令和3年5月7日（金）運用開始
- ・令和3年8月10日（火）現在入所者数70名（累計460名）
- ・運用体制

スタッフ（日中6名、夜間3名）

医師（オンコール）、看護師（日中3名、夜間3名）

8月12日改訂版

要請地域：岡山市

岡山県時短要請協力金(第5期)

要請期間 令和3年8月4日(水)から令和3年8月13日(金)

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあつては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月3日(火)以前から営業していること)
- 2 元々の営業時間が5時～21時を超えている飲食店等が営業時間を5時～21時までにご短縮し、かつ、酒類の提供を11時～20時までとすること
- 3 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮の要請に全面的にご協力すること(※遅くとも8月7日(土)から開始すること)
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること
- 5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 6 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

1店舗あたり

<中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
8万3,333円以下 (年間:3,042万円以下)	2万5,000円
8万3,333円超～25万円未満 (年間:3,042万円超～9,125万円未満)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間:9,125万円以上)	7万5,000円(上限額)

<大企業(売上高減少額方式)>

1日あたりの支給額: 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割
※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額
※中小企業等も大企業の方式を選択可

受付開始：令和3年8月下旬予定

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



申請方法

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 第1～4期の時短要請協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。

※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

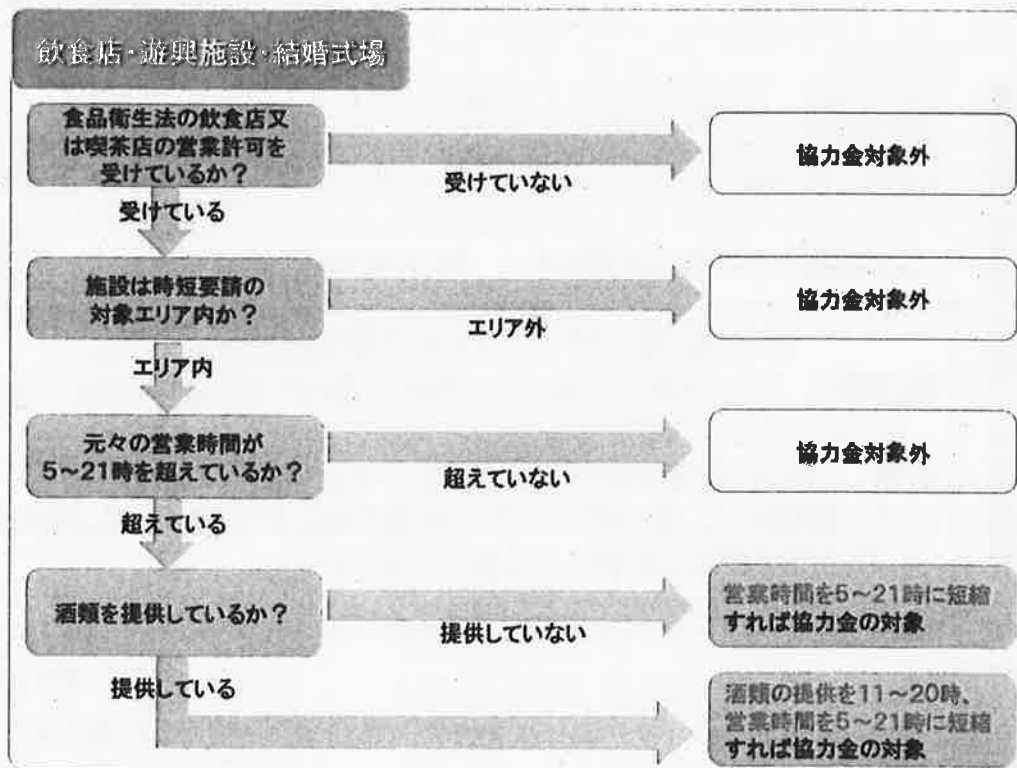
TEL 086-201-2199 受付時間 9:00～18:00 (土日・祝日は休み)



● 飲食店等への要請(岡山市)

期間	令和3年8月4日(水)から8月13日(金)まで
対象施設	【飲食店等】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】結婚式場
実施内容	(特措法第24条第9項に基づくもの) ○営業時間の短縮(通常21時を超え営業している店舗は営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は11時から20時まで) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 要請内容 ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用

岡山県時短要請協力金(第5期)対象フロー図



要請地域：岡山市・倉敷市

岡山県時短要請協力金(第6期)

要請期間 令和3年8月14日(土)から令和3年8月31日(火)

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後にあつては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月13日(金)以前から営業していること)
- 2 元々の営業時間が5時～20時を超えている飲食店等が営業時間を5時～20時まで短縮し、かつ、酒類の提供を11時～19時までとすること
- 3 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮の要請に全面的に協力すること
※遅くとも8月17日(火)から開始すること
※第5期の要請に協力していた店舗については、8月16日(月)までは、第5期の要請(21時までの時短・酒類の提供は20時まで)に継続して協力し、遅くとも8月17日(火)から開始すること
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること
- 5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 6 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

1店舗あたり

<中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
8万3,333円以下 (年間:3,042万円以下)	2万5,000円
8万3,333円超～25万円未満 (年間:3,042万円超～9,125万円未満)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間:9,125万円以上)	7万5,000円(上限額)

<大企業(売上高減少額方式)>

1日あたりの支給額:
前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額

※中小企業等も大企業的方式を選択可

申請方法

受付開始：令和3年9月上旬予定

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 第1～5期の時短要請協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要となる場合があります。

※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-201-2199 受付時間 9:00～18:00 (土日・祝日は休み)



● 飲食店等への要請(岡山市・倉敷市)

期間	令和3年8月14日(土)から8月31日(火)まで
対象施設	【飲食店等】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】結婚式場
実施内容	要請内容 (特措法第24条第9項に基づくもの) ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時から20時まで短縮、酒類の提供は11時から19時まで) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用

岡山県時短要請協力金(第6期)対象フロー図

